

大宮小震災救援所 運営管理マニュアル

（基本編）

令和7年7月

< 目 次 >

1 震災救援所運営連絡会の基本方針	- 1 -
2 震災救援所運営連絡会の組織	- 2 -
3 各班・各部の役割	- 3 -
4 改定・改訂履歴	- 5 -

マニュアルの目的

このマニュアルは、震度5強以上の地震の発生直後から1週間程度に焦点をあて、できる限り迅速かつ安全に震災救援所を開設・運営することができるように作成したものです。

	マニュアルの内容と活用方法
①基本編	連絡会の組織、役割など、基本的な事項についてまとめています。
②初動編	発災直後の初期対応に絞りまとめています。 ※被災状況によって、連絡会委員の誰が参集できるかわかりません。 部（物資等配給部、施設管理部など）に関係なく全員が初動対応を実施できるようになりましょう。
③運営管理編	初動編以降の活動について、各部（庶務・情報部、物資等配給部、救護・支援部、施設管理部）ごとにまとめています。
④資料・様式集	震災救援所の初動対応や運営で使用する資料や様式についてまとめています。

1 震災救援所運営連絡会の基本方針

震災救援所運営連絡会では、杉並区で「震度5強以上」の地震が発生した場合、震災救援所を運営し、被災者の支援を行います。

【震災救援所運営管理の基本方針】

- ・ 震災発生時は、だれもが被災者となり得ます。震災救援所の活動は、住民のだれもが救援活動・復旧活動に参画し、相互に協力します。
- ・ 震災救援所運営連絡会委員を含む、被災者すべての人の生命を守ることを最優先とします。
- ・ 乳幼児や小・中学生の保護者、妊産婦、障害者や外国人などの災害時要配慮者に配慮し、避難者同士で支えあいます。
- ・ 学校施設を利用するに当たっては、学校の授業再開に支障をきたさないように利用し、早期に学校側に明け渡します。

【参考】震災発生時の区職員の動員体制

区内のいずれかの場所で、震度5強以上の地震が発生した際は、以下の分類で区職員が各震災救援所に参集します。

月曜～金曜の午前8時30分～午後5時・・・・・・・・・・ 震災救援所所員4名

月曜～金曜の上記時間帯以外、土曜・日曜・祝日・・・・ 初動配備体制要員4名

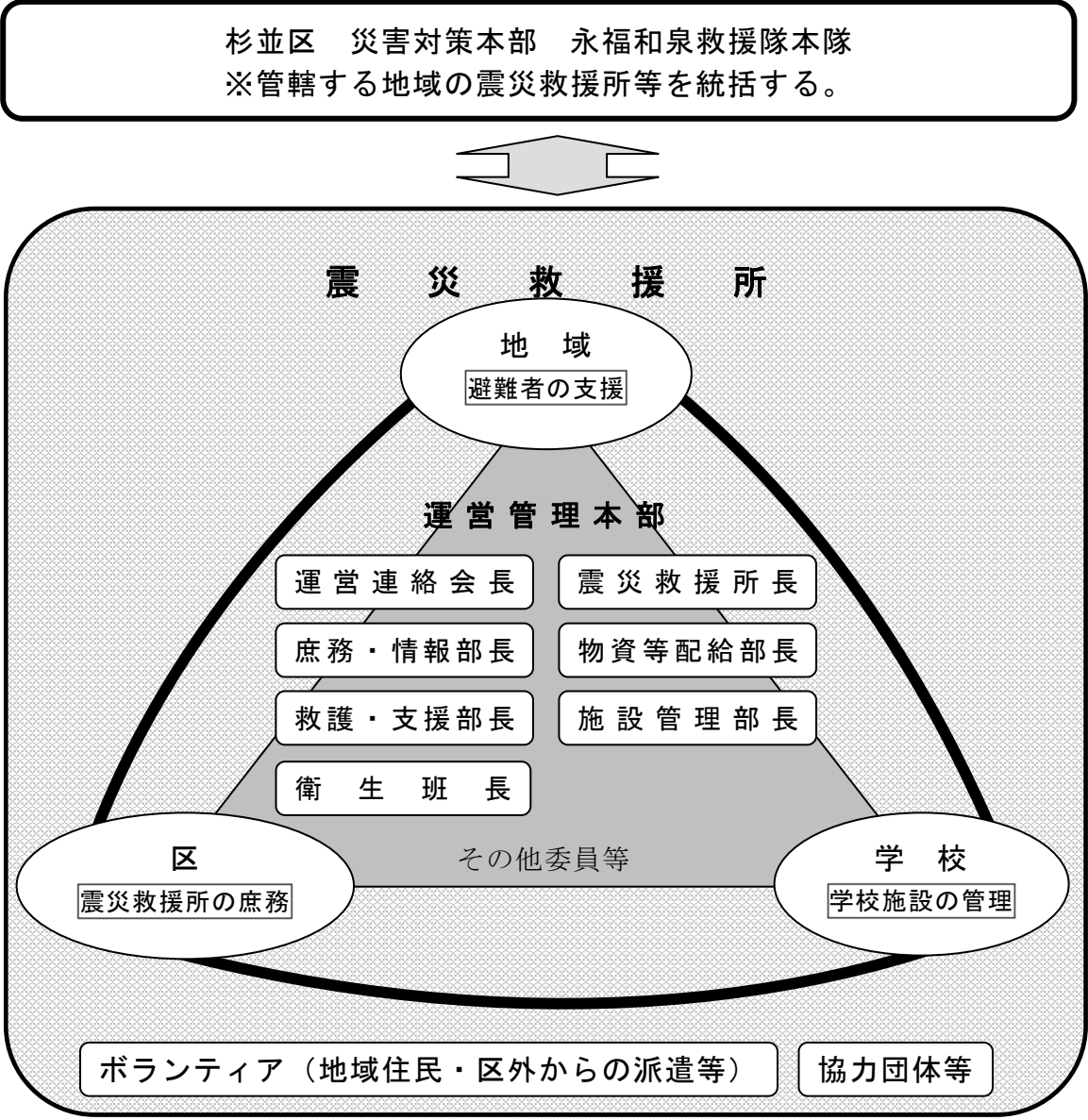
※初動配備体制要員は、区内在住の者が着任しています。

ただし、震災救援所（大宮小学校）に火の手が迫っている時は、状況に応じて近隣の広域避難場所に避難しましょう

☆近隣の 広域避難場所は、 和田堀公園（大宮2-23） です

2 震災救援所運営連絡会の組織

大規模災害が発生した場合、震災救援所運営連絡会の関係者の参集がままならないことも想定されるため、相互に協力し合い、運営に協力できる人を避難してきた人の中から積極的に募った上で、運営管理本部を立ち上げてください。



運営管理本部		
運営管理会議を適宜開催し、震災救援所の運営管理に関する総合調整等を実施		
運営管理本部の構成		
区	地域	学校
○震災救援所長	○防災会・町会・PTA 等会長	○学校長
○ 〃 所員	○ 〃 副会長等	○副校長
庶務・情報部長	物資等配給部長	救護・支援部長
	施設管理部長	衛生班長

3 各班・各部の役割

各班・各部の主な役割を以下のようにまとめました。

※発災直後の混乱期においては、各班・各部の参集状況も異なることが予想されるため、初動編マニュアルを参考にして連絡会委員全員が初動対応を行えるようにしましょう。

<各班の役割>

班	事務事項		仕事の内容
総括班 の業務	庶務	被害状況の収集	被害状況の収集
			火災の情報を報告
			その他被害状況、避難者人数等の報告
	広報	施設が使用できない 場合の対応	他施設への移動周知
避難者 対応班	避難者 登録	校門の開放、避難者の 誘導	鍵の受取
			校門の開放、避難者の誘導
		避難者の受入れ	検温コーナー・一般受付の設置
			受付窓口への誘導
			避難者の受付
			避難者名簿の入力・管理
	情報提供	帰宅困難者の対応	帰宅困難者の対応
施設の 安全点 検班	施設管理	施設の安全点検	点検担当の設置
			体育館・校舎の安全点検
			危険箇所の応急措置
衛生班	衛生	体調不良者等の受入れ	専用受付の設置
			専用スペースの設置
			校庭での分散待機の呼びかけ
			専用受付への誘導
			体調不良者等の受付

<各部の役割>

部	事務事項		仕事の内容
庶務・情報部	庶務	震災救援所の全体運営	運営管理本部会議の開催
			運営記録の作成
		救援隊本隊等との連絡	通信手段確保
		各部連絡調整	情報連絡・調整
	避難者登録	避難者の受入れ	避難者名簿の作成・管理
			避難者の滞在場所の割り当て
	渉外	外来者等への対応	避難者家族等の対応
広報	避難者への情報周知	避難者への生活情報の提供等	
ボランティア	ボランティアの受入れ	一般ボランティアの受入れ	
物資等配給部	給水	飲料水の確保、供給	応急給水の実施
			給水拠点からの調達
		生活用水の確保、供給	プールの水の利用・供給
			防災井戸の水の利用・供給
	物資	物資の調達・管理・分配	防災倉庫内備蓄品の活用
			災害備蓄倉庫内備蓄品の活用
			支援物資の受け入れ・活用
他部への資機材提供	照明器具、救助資機材等の受渡し		
炊き出し	炊き出しの実施	炊き出し（食糧配給）	
救護・支援部	救護	傷病者の応急手当	応急手当の実施
		重傷者の搬送	緊急医療救護所への搬送
	支援	避難者の健康管理	避難者の健康状態の聞き取り等
	救助	被災者救援	救助活動サポート
	災害時要配慮者対応	災害時要配慮者の安否確認	地域のたすけあいネットワーク登録者の安否確認作業
		避難してきた災害時要配慮者対応	避難生活の支援
施設管理部	施設管理	施設の安全点検	建物安全点検
		施設の利用指定及び維持管理	校内各部屋の割り振り
			物資集積場所の指定・維持管理
			ごみ集積場所の指定・維持管理
			ペットの収容場所の指定
	防火・治安対策	巡回等	
	トイレ	トイレの確保及び維持管理	各種トイレの設置、使用場所の指定、維持管理
		トイレ等の衛生管理	
衛生班	衛生	感染症対策	体調不良者等の受付、対応

4 改定・改訂履歴

改定・改訂年月日	改定・改訂箇所	主な改定内容
2022 年 9 月 10 日	—	初版決定
2023 年 9 月 2 日	一部改訂	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う感染症対策の記載、デジタル地域防災無線機運用終了 等
2024 年 8 月 30 日	一部改訂	透析患者の支援申し出の受付手順の追加、震災救援所 1 箇所あたりの備蓄品一覧、IP 無線番号一覧の更新 等
2025 年 7 月 25 日	一部改訂	別紙「R7 マニュアル修正箇所一覧」のとおり